

2. 教育の内容・方法・成果等

2- (1) 教育課程等

2-1 法令が定める授業科目の開設状況とその内容の適切性（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

開設科目及びその内容について、「連携法」第2条第1項第1号は、「将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力（括弧内省略）並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施」することを求めている。その上で、「告示第53号」第5条第1項は、以下の科目の開設を求めている。

- 1 法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）
- 2 法律実務基礎科目（法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。）
- 3 基礎法学・隣接科目（基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。）
- 4 展開・先端科目（先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。）

これらの規定を踏まえ、「法科院基準」は、法令が定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のすべてにわたって法科大学院制度の目的に即して構成するとともに、科目をバランスよく開設することを求めている。また、各科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものであるとともに、「基本的素養の水準」にかなったものとするについても求めている。

これらの点に関する本法科大学院の対応に関して、まず、教育課程の編成方針及び科目開設の現状について、法科大学院制度の目的及び関係法令を踏まえて記述する。次に、2012年度以降入学生を対象に導入した「12 カリキュラム」の概要について、「基本的素養の水準」への適合状況等を踏まえて記述する。

（1）教育課程の編成方針及び各科目の開設状況

教育課程の編成方針及び各科目の開設状況については以下のとおりである。

本法科大学院では、「教育課程編成・実施の方針」に掲げる以下の方針にしたがい、教育課程の編成及び科目の開設を行っている（資料2-1-1 [p. 37]）。

「市民のために働く法律家」として求められる責任感、倫理観、幅広い教養、専門知識および法的分析能力を獲得するため（中略）、法律基本科目群、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群および展開・先端科目群からなる体系的な教育課程を編成し、実施する。

具体的な科目群の編成状況及び科目の開設状況については以下のとおりである。

法律基本科目群については、「公法系（憲法・行政法）、民事法系（民法・商法・民事訴訟法）および刑事法系（刑法・刑事訴訟法）」の各科目から構成している。実務基礎科目群については、「法律家として身につけておくべき専門的な実務技能や、倫理観を学ぶための科目」から構成している。基礎法学・隣接科目群については、「法律解釈論の基礎となる法律学および法律学に隣接する諸科学に関する科目」から構成している。展開・先端科目群については、「法体系を展開・応用して実際の多様な法律問題を解決するための力を養うための科目」から構成している（資料2-1-1 [p. 2]）。

各科目の名称及び単位数については「学則」（資料2-1-2）別表に定めるとおりである。

科目群分類については、「履修細則」（資料2-1-3）別表3に定めるとおりであり、2013年5月1日現在の科目群別の開設科目数（単位数）は以下のとおりである。「法律基本科目」は、公法系8科目（16単位）、民法系16科目（34単位）及び刑事法系7科目（14単位）の合計31科目（64単位）である。「実務基礎科目」は7科目（14単位）である。「基礎・隣接科目」は16科目（20単位¹）である。「展開・先端科目」は25科目（54単位）である。

各科目の内容については「シラバス」（資料2-1-4）に記載しているとおりである。

（２）「12カリキュラム」の概要

本法科大学院の開設科目については、「12カリキュラム」の導入に伴い、「2009-2013年度入学生対象 龍谷大学法科大学院開設科目変遷一覧」（資料2-1-5）のとおり、前回の認証評価時（2009年度）とは大きく異なるものとなっている。「12カリキュラム」の導入に際しての考慮した主な要素は、以下のとおりである。

- ア 法学未修者教育の充実策への対応
- イ 「共通的な到達目標」への対応
- ウ 「2009年度認証評価結果」への対応
- エ 入学定員の削減を踏まえた選択科目における開設科目数の最適化
- オ その他の事項（複合的な要素・特定の科目の充実等）への対応

上記を踏まえた開設科目の変更の趣旨及び内容については、以下のとおりである。

なお、以下の記述の中には、他の評価の視点とも重複する内容も含むが、全体像の把握のため、開設科目の変更にかかわるものについては、評価の視点2-1で一括して記述する。

ア 法学未修者教育の充実策への対応

法学未修者教育の充実策について、「2009年中教審報告」は、「法律基本科目の単位数を6単位程度増加させ、これを1年次に配当すること」の必要性を提言した（資料2-1-6 [p. 13]）。

本法科大学院はこの提言にこたえ、法律基本科目群に1年次配当科目として、「憲法Ⅲ（憲法訴訟）」及び「刑法Ⅲ（総論2）」（各2単位）を新設した。また、1年次配当法律基本科目の「民法Ⅰ（民事基礎法）」の単位数を2単位から4単位に増加させた。これらの措置により、1年次配当の法律基本科目の単位数を6単位増加させた（資料2-1-7）。

イ 「共通的な到達目標」への対応

共通的な到達目標について、「2009年中教審報告」は、「将来の法曹として、法科大学院修了者が共通に備えておくべき能力を明確にし、偏りのない学修を確保することにより修了者の質を保証するため、すべての法科大学院における共通的な到達目標を策定する必要がある旨、提言した。また、各法科大学院が「それぞれの教育理念に則り、創意工夫によって、共通的な到達目標を超える到達目標を設定する」ことにも言及した（資料2-1-6 [p. 10]）。この提言を受け、法科大学院コア・カリキュラムの調査研究グループは、2010年10月に、「法科大学院修了者が、いずれの法科大学院における学修を経ても、共通に到達すべき目標」としての「共通到達目標」を公表した（資料2-1-8 [p. 2]）。

他方で、「法科院基準」は、評価の視点2-44の留意事項として、「基本的素養の水準」には、各法科大学院に「おのずと共通となる一定の枠組み」があることを示唆しつつ、各

¹ 「随意科目」を除く。

法科大学院が独自にこれを設定することを求めている。ただし、その水準は、「共通到達目標」と比べて同程度以上であることを求めている。

これらの点に関して本法科大学院では、2010年3月に定めた「教育課程編成・実施の方針」で、「『法曹に求められる能力・資質』について、法科大学院において身につけるべき内容を精査し、全体像を示すとともに、『選択と集中』により、着実に身につけさせる」ことを掲げている（資料2-1-1 [p. 37]）。この方針に基づき策定した独自のモデルが「龍谷版到達目標」（資料2-1-9）である。このモデルは、「共通到達目標」をミニマム・スタンダードとしつつ、固有の教育目標に基づく、より高度な目標を掲げようとするものであり、4つの階層から成り立っている（図1）。

階層1では教育課程全体の到達目標を掲げ、階層2では各分野の到達目標を掲げている。階層3及び階層4では、各科目の到達目標を掲げている。階層3では、ポイントを端的に記述することにより、段階的・系統的な学修を進める上での指針を示している。さらに、階層4では、2,300項目を超える「共通到達目標」の全項目を検証し、独自の項目を追加するとともに、各項目を取り扱う科目名及び授業回数を明示することにより、深く掘り下げた学修の指針を示している（資料2-1-9 [p. 2]）。

その策定作業については、2011年度から着手し、教務委員会の統括の下、専門分野ごとに分担して行った。4つの階層のうち、階層1ないし階層3については2012年度末までに完成し、2013年度版の「履修要項」に掲載して公開している（資料2-1-1 [pp. 38-41]）。階層4については、教務委員会での審議を経て、2013年度第12回教授会（2013. 9. 25開催）で承認された（資料2-1-10）。

この「龍谷版到達目標」の策定と並行して行ったのが「12カリキュラム」の策定である。「12カリキュラム」では、「龍谷版到達目標」で構想する全項目を必修科目である法律基本科目で扱えるよう、開設科目の見直しを行った。

基礎法学・隣接科目群では、「団体と法」を廃止し、「民法Ⅰ（民事基礎法）」に統合した。展開・先端科目群では、「行政過程と法」を廃止し、「行政法演習」に統合した。「有価証券法」については「商取引法（「商法総則・商行為」から名称変更）」に統合した。「現代民事紛争と法」については「民事訴訟法演習」に統合した。「集団犯罪論」については「刑法Ⅲ（総論2）」に統合した（資料2-1-7）。

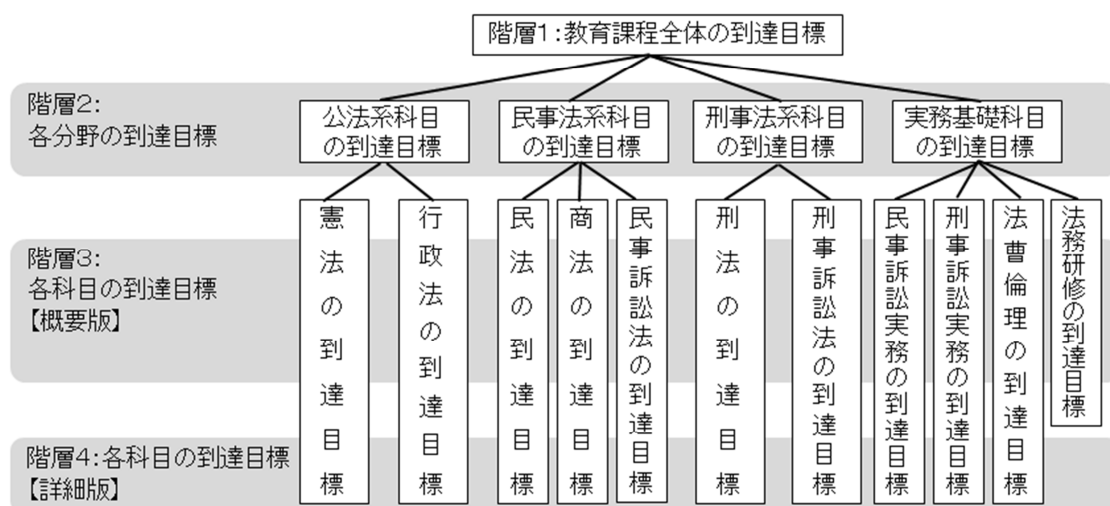


図1 「龍谷版到達目標」の階層構造

出典）資料2-1-9 [p. 2]。

ウ 「2009年度認証評価結果」への対応

「12カリキュラム」では、「2009年中教審報告」に加え、「2009年度認証評価結果」の「勧告」及び「助言」にも対応した。

a) 法律基本科目のうち、1単位の演習科目の見直し

法律基本科目のうち、1単位の演習科目については、「勧告」の第1項目として、「運用によっては単位制の趣旨に反するものとなり、またその結果として、法律基本科目の修得単位数の増大、全体の修了要件の増加を実質的にもたらすことも十分に予想される」との指摘を受けた（資料2-1-11 [p. 19]）。そこで、対象科目を全廃し、それに代わる2単位の演習科目を新設した。廃止科目は、「憲法演習Ⅰ」、「憲法演習Ⅱ」、「民法演習Ⅰ」、「民法演習Ⅱ」、「民法演習Ⅲ」、「商法演習Ⅰ」、「商法演習Ⅱ」、「刑事法演習Ⅰ」及び「刑事法演習Ⅱ」の9科目（計9単位）である。新設科目は、「憲法演習」、「民法演習」、「商法演習」及び「刑法演習」の4科目（計8単位）である（資料2-1-7）。

なお、この変更に合わせて、実務基礎科目の「法情報演習」及び基礎・隣接科目の「リサーチ・情報処理演習」についても1単位から2単位に変更した（資料2-1-7）。

b) 「法務演習」の見直し

1年次配当の「法務演習Ⅰ」及び「法務演習Ⅱ」については、「問題点」の第1項目として、「現行の法律実務基礎科目群に属する単一科目として位置付けるのであれば、4つのジャンルを統合する上位概念（括弧内省略）に基づく単一科目としての科目内容を明確化するなど、改善を図る必要がある」との指摘を受けた（資料2-1-11 [p. 19]）。そこで、「法務演習」の科目群分類を実務基礎科目から基礎・隣接科目に変更した（資料2-1-12）。

しかし、「改善報告書検討結果」では、前回の認証評価後に2年次及び3年次を対象とする新たな「法務演習」を設置したこと等により、「『ホームルーム的性質』を有する科目として変容を遂げ（中略）、上位概念を明確化した内容との齟齬が生じている」（資料2-1-13 [p. 14]）との新たな指摘を受けた。

そこで、教務委員会で検討の結果、2013年度第16回教授会（2013. 11. 13開催）の議により、すべての「法務演習」を廃止することを決定した（資料2-1-14）。また、2013年度第19回教授会（2014. 1. 8開催）の議により、開設科目を定めた「学則」別表の変更についても承認済みである（資料2-1-15及び資料2-1-16）。変更後の学則については、全学的な審議・決定を経て、2014年度入学生から適用する予定である。

c) 必修科目の見直し

必修科目の見直しに関連し、「問題点」の第3項目として、修了要件単位数について、「100単位といささか多く、学生の履修上の負担への配慮から改善が望まれる」との指摘を受けた（資料2-1-11 [p. 19]）。この指摘内容は、開設科目の適切性とは直接の関係はないものの、修了要件単位数を減らすためには、必修科目の整理が必要となる。そこで、法律基本科目群の公法系では、「公法総合Ⅰ」及び「公法総合Ⅱ」（各2単位）を廃止し、「憲法Ⅲ（憲法訴訟）」及び「行政法Ⅱ」（各2単位）に統合した（資料2-1-7）。刑事法系では、「刑事法総合演習」（2単位）を廃止し、「刑事訴訟法演習」及び実務基礎科目の「刑事実務総合演習」に統合した（資料2-1-7）。実務基礎科目群では、「公法実務論」（2単位）を廃止し、法律基本科目の「行政法演習」に統合した（資料2-1-7）。また、「法務研修」の単位数を4単位から2単位に削減した（資料2-1-7）。

エ 入学定員の削減を踏まえた選択科目における開設科目数の最適化

入学定員については、2009年度には60人に設定しており（資料2-1-17 [表13]）、これを前提に編成した教育課程が「09カリキュラム」である。しかし、2010年度には入学定員

を削減して30人とし、2011年度からは更に削減して25人とした（資料2-1-17〔表13〕）。そこで、入学定員の削減を踏まえた科目の統廃合を行い、選択科目（基礎・隣接科目及び展開・先端科目）を再編・整理した。

具体的には、2010年度に基礎・隣接科目の「ジェンダーと法Ⅱ」（2単位）を廃止し、「ジェンダーと法Ⅰ」（2単位）の科目名称を「ジェンダーと法」に変更した。また、基礎・隣接科目の「家族と法」及び展開・先端科目の「国際取引法」（各2単位）を廃止した（資料2-1-5）。2012年度には、基礎・隣接科目の「政治学」（2単位）を廃止した。また、展開・先端科目の「国際法Ⅱ」（2単位）についても廃止し、「国際法Ⅰ」（2単位）の科目名称を「国際法」に変更した（資料2-1-7）。

他方で、2013年度には、現代的な法的課題や司法試験選択科目についての発展的な学修ニーズに対応するため、展開・先端科目群に「特別講義」を新設した（資料2-1-18）。当該科目の開講テーマは、年度ごとに検討する（シラバスに表記）。単位数については2単位を基本としつつ、学習量に応じてテーマごとに設定する。テーマの異なる複数の「特別講義」を履修した場合は、6単位を上限に修了要件単位として認定する（資料2-1-18）。

なお、「特別講義」の開講は、2014年度から開始する予定である。

オ その他の事項（複合的な要素・特定の科目の充実 等）への対応

その他の変更として、法律基本科目のうち、民法では、2単位科目の「民法Ⅰ（民事基礎法）」、「民法Ⅱ（不動産法）」、「民法Ⅲ（担保法）」、「民法Ⅳ（債権総論）」、「民法Ⅴ（契約法）」、「民法Ⅵ（不法行為法等）」及び「民法Ⅶ（家族法）」の7科目（計14単位）を再編成し、4単位科目の「民法Ⅰ（民事基礎法）」と、2単位科目の「民法Ⅱ（契約法）」、「民法Ⅲ（損害賠償法）」、「民法Ⅳ（物権法・不動産法）」、「民法Ⅴ（金融担保法）」及び「民法Ⅵ（家族法）」の6科目（計14単位）に再編した（資料2-1-7）。この変更の趣旨は以下のとおりである。「2009年中教審答申」は、1年次配当法律基本科目の6単位増を提言した。他方、「2009年度認証評価結果」では、本法科大学院の修了要件単位数が「いささか多い」との指摘を受けた。そこで、1年次配当科目の「民法Ⅰ（民事基礎法）」の単位数を2単位から4単位に増加させつつ、民法科目全体の単位数を増加させないように検討した結果が、上記の再編成である。

このほか、行政法関係科目の充実を図るため、「行政法」を「行政法Ⅰ」に名称変更し、「行政法Ⅱ」及び「行政法演習」を新設した。民事訴訟法及び刑事訴訟法関係科目についても「民事訴訟法演習」及び「刑事訴訟法演習」を新設した。実務基礎科目群では、「要件事実論」を演習化し、「民事実務総合演習Ⅰ」に名称変更した。併せて「民事実務総合演習」を「民事実務総合演習Ⅱ」に名称変更した。また、展開・先端科目群では、「生命倫理と医療訴訟」を「医事法」に名称変更した（資料2-1-7）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

法令が定める授業科目の開設状況とその内容に係る点検・評価については以下のとおりである。

（1）教育課程の法科大学院教育の目的への適合性

本法科大学院の「教育課程編成・実施の方針」が掲げる「『市民のために働く法律家』として求められる責任感、倫理観、幅広い教養、専門知識及び法的分析能力の獲得」は、「連携法」第2条が定める「将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養」に合致すると考えられる。

科目群の編成に係る法令への適合性については以下のとおりである。本法科大学院の法律基本科目群は、「告示第53号」第5条第1項第1号に定める「法律基本科目」に該当する。実務基礎科目群は同項第2号に定める「法律実務基礎科目」に該当する。基礎法学・

隣接科目群は同項第3号に定める「基礎法学・隣接科目」に該当する。展開・先端科目群は同項第4号に定める「展開・先端科目」に該当する。

開設科目のバランスについては、基礎・隣接科目及び展開・先端科目の一部を整理する一方、他方で様々なテーマを取り上げられる「特別講義」を新設することにより、多様性の維持を図っている。また、修了要件単位数（計24単位）との関係でも、修了要件の3倍を超える74単位相当（35科目）を開設していることから問題はないものと認識している。

したがって、教育課程は法令が定めるすべての科目群を法科大学院制度の目的に即して構成し、授業科目をバランスよく開設しているといえる。

（２）科目内容と科目群との相応性

科目内容と科目群との相応性については、「シラバス」の記載から、ほとんどの科目に問題はないといえる。

なお、「法務演習」については、「改善報告書検討結果」による問題点の指摘を受けているものの、既に科目廃止を決定済みである。

（３）「基本的素養の水準」との適合性

「基本的素養の水準」との適合性については以下のとおりである。

「龍谷版到達目標」は、「共通到達目標」をミニマム・スタンダードとしつつ、固有の教育目標に基づくより高度な目標を掲げようとするモデルである。したがって、その内容については、「法科院基準」に照らして適切であり、「2009年中教審報告」の提言にも即している。ただし、2013年11月に完成した階層4については、2014年度の授業への着実な反映に留意する必要がある。

なお、シラバスの作成を通じた反映の取り組みについては評価の視点2-26で後述する。

〔将来への取り組み・まとめ〕

点検・評価を踏まえた将来への取り組みについては以下のとおりである。

科目内容と科目群との相応性については、2014年度入学生からの「法務演習」の廃止を着実に実行する。「基本的素養の水準」との適合性については、2014年度から「龍谷版到達目標」階層4を授業に反映できるよう、必要な取り組みを行う。

〔根拠・参照資料〕

- 資料2-1-1 龍谷大学法科大学院「2013年度履修要項」2013年3月【巻末リストC015】
- 資料2-1-2 「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可【巻末リストA003】
- 資料2-1-3 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」2005年4月4日制定【巻末リストA033】
- 資料2-1-4 龍谷大学法科大学院「2013年度版シラバス」2014年3月【巻末リストC034-1】
- 資料2-1-5 龍谷大学法科大学院「2009-2013年度入学生対象 龍谷大学法科大学院開設科目変遷一覧」2013年9月【巻末リストC007】
- 資料2-1-6 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」2009年4月【巻末リストL004】
- 資料2-1-7 龍谷大学法科大学院「学則変更について（提案）」2012年1月11日 教授会承認【巻末リストC001】
- 資料2-1-8 法科大学院コア・カリキュラムの調査研究グループ「法科大学院における共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」2010年9月【巻末リストL013】
- 資料2-1-9 龍谷大学法科大学院「龍谷版共通の到達目標モデル」2013年11月【巻末リストC008】
- 資料2-1-10 「2013年度第12回（190回）法科大学院教授会議事録（一部抜粋）」2013年9月25日開催【巻末リストB008】
- 資料2-1-11 大学基準協会「龍谷大学法科大学院に対する認証評価結果」2010年3月【巻末リストJ001】
- 資料2-1-12 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則の一部を改正する細則」2012年1月25日制定【巻末リストA036】
- 資料2-1-13 大学基準協会「改善報告書検討結果（龍谷大学法科大学院）」2013年3月【巻末リストJ002】

- 資料2-1-14 「2013 年度第 16 回（194 回）法科大学院教授会議事録（一部抜粋）」2013 年 11 月 13 日開催【巻末リスト B010】
- 資料2-1-15 「2013 年度第 19 回（197 回）法科大学院教授会議事録（一部抜粋）」2014 年 1 月 8 日開催【巻末リスト B012】
- 資料2-1-16 龍谷大学法科大学院「法科大学院 2014（平成 26）年度専門職大学院学則変更の趣旨」2014 年 1 月 8 日 教授会承認【巻末リスト C009】
- 資料2-1-17 龍谷大学法務研究科（法務専攻）「2014 年度 大学基準協会 法科大学院認証評価申請用法科大学院基礎データ [様式 4]」
- 資料2-1-18 龍谷大学法科大学院「法科大学院 2013 年度学則変更の趣旨」2013 年 1 月 9 日 教授会承認【巻末リスト C003】

2-2 法科大学院固有の教育目標を達成するための適切な授業科目の開設（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

法科大学院固有の教育目標を達成するための科目の開設について、「連携法」第 2 条第 1 項は、「各法科大学院の創意」をもって、理論的かつ実践的な教育を体系的に実施することを求めている。

この点に関して、本法科大学院の対応は以下のとおりである。

本法科大学院に固有の教育目標は、「市民のために働く法律家」の養成である（評価の視点1-1）。この教育目標の達成のために策定された「教育課程編成・実施の方針」では、「市民のために働く法律家」に求められる責任感、倫理観、幅広い教養、専門知識及び法的分析能力を獲得させることを目的に教育課程を編成することを掲げている（評価の視点2-1）。

上記の方針の下で編成された本法科大学院の教育課程を構成するのが各開設科目である。したがって、全科目が教育目標の達成との間に関連を有している。そのため、ここでは特に固有の教育目標と密接に関連する科目について記述する。

実務基礎科目群では、刑事裁判での刑事弁護の役割を理解させるため、「刑事弁護実務」を開設している（資料2-2-1 [p. 43]）。また、本法科大学院で学修した様々な法学の知識を総合的かつ有機的に結び付け、理論と実務を統合的に学修させるため、「法務研修」を開設している（資料2-2-1 [p. 47]）。

基礎法学・隣接科目群では、法医学の基本知識を基に、法医解剖鑑定書の内容や問題点を把握させるための科目として「司法医学」を開設している（資料2-2-1 [p. 54]）。

展開・先端科目群では、犯罪者処遇についての基礎的な知識を修得させるため、「矯正・保護実務論」を開設している（資料2-2-1 [p. 62]）。また、本学の建学の精神は、浄土真宗の精神であるところ、宗教と司法との関係をより深く理解できるよう、展開・先端科目群に「宗教と法」を開設している（資料2-2-1 [p. 80]）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

固有の教育目標を達成するための科目の開設状況に係る点検・評価の結果については、以下のとおりである。

本法科大学院では、固有の教育目標を達成することを目的として教育課程を編成する方針を掲げ、その下で創意をもって各科目を開設している。その中でも、「刑事弁護実務」、「法務研修」、「矯正・保護実務論」及び「宗教と法」については、固有の教育目標との関連が特に密接な科目として挙げられる。

以上のことから、「連携法」第 2 条第 1 項に照らして適切に対応している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

- 資料2-2-1 龍谷大学法科大学院「2013 年度版シラバス」2014 年 3 月【巻末リスト C034-1】

2-3 学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

科目配置のバランスについて、「告示第53号」第5条第2項は、学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のいずれかに過度に偏ることのないよう配慮することを求めている。この規定を踏まえ、「法科院基準」は、以下の事項に留意することを求めている。

- (1) 修了要件総単位数のうち、修得すべき法律基本科目の単位数の比率に関しては、およそ60%程度とする。また、60%を超える場合(70%を上回らないものとする)、法律基本科目に傾斜した課程編成になっていないかに留意する。
- (2) 修了要件総単位数のうち、法律実務基礎科目の単位数の比率に関しては、少なくともおよそ10%開設されているかに留意する。
- (3) 修了要件総単位数のうち、基礎法学・隣接科目の単位数の比率及び展開・先端科目の単位数の比率に関しては、上記の法律基本科目における修得すべき単位数との関係で、その比率が極端に低く、偏りが生じていないかに留意する。

この点に関して、本法科大学院での対応は以下のとおりである。

修了要件総単位数のうち、修得すべき法律基本科目の比率については62.7%である(表1)。60%を超過した理由は、「12カリキュラム」で「2009年中教審報告」の提言に対応し、1年次配当の法律基本科目を6単位増加させた(「評価の視点2-1」)ためである。

実務基礎科目の比率については13.7%である(表1)。

基礎・法学隣接科目及び展開・先端科目の比率については23.5%である。2009年度の前回認証評価時に比べて0.5ポイント低下したが、単位数については変更していない(表1)。単位数を変更していないにもかかわらず比率が低下した理由は、2012年度の入学生から修了要件総単位数を2単位増加させたためである。

表1 科目群別修了要件単位数

科目群	2012年度以降入学生		2011年度以前入学生	
	修了要件単位数	比率	修了要件単位数	比率
法律基本科目群	64 単位	62.7%	59 単位	59.0%
実務基礎科目群	14 単位	13.7%	17 単位	17.0%
基礎法学・隣接科目群	6 単位	5.9%	6 単位	6.0%
展開・先端科目群	18 単位	17.6%	18 単位	18.0%
合 計	102 単位	100.0%	100 単位	100.0%

出典) 資料 2-3-1 に基づき作成。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

学生の履修が過度に偏らないための科目配置上の配慮に係る点検・評価については、以下のとおりである。

法律基本科目については「法科院基準」が定める上限(70%)には達していないものの、「およその基準」とされる60%を2.7ポイント超えている。しかし、この比率超過は、「2009年中教審答申」への対応によって生じたものである。したがって、法律基本科目の過度の重視には当たらない。

その一方で、実務基礎科目については、「法科院基準」の下限を上回っている。他方で、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の比率については、他の科目群との関係で、前回の認証評価時から0.5ポイント低下した。しかし、単位数では前回の認証評価時と同じであり、このわずかな比率低下をもって、極端に低く、偏った状態になったとはいえない。

以上を総合すれば、本法科大学院の科目配置は、法律基本科目に傾斜しておらず、他の科目群にも問題はないといえる。したがって、「告示第53号」第5条第2項及び「法科院基準」に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料2-3-1 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則の一部を改正する細則」2012年1月25日制定【巻末リストA036】

2-4 カリキュラム編成での授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置（レベルⅠ〇）

〔現状の説明〕

カリキュラム編成での科目の分類及び配置の現状について「法科院基準」は、必修科目、選択必修科目又は選択科目等に分類し、学生による履修が系統的・段階的に行えるよう配置することを求めている。

この点に関して本法科大学院での科目の分類方法及び配置状況については以下のとおりである。

（１）科目の分類方法

本法科大学院の科目分類としては、必修科目、選択科目及び随意科目の３種類がある（資料2-4-1〔p.2〕）。

各科目の分類については、「履修細則」別表3に定めるとおりである。必修科目に該当するのは、すべての法律基本科目及び実務基礎科目である。選択科目に該当するのは、基礎・隣接科目のうち「法務演習」を除く科目及びすべての展開・先端科目である。「随意科目」に該当するのは、基礎・隣接科目の「法務演習」（6科目）である（資料2-4-2）。

ただし、評価の視点2-1で既述したとおり、2014年度入学生からは、すべての「法務演習」を廃止する予定である（資料2-4-3）。この決定を踏まえ、2013年度第22回教授会（2014.1.8開催）で、科目の履修区分を定める「履修細則」別表3についても改正済みである（資料2-4-4）。これにより、2014年度入学生については、「必修科目」及び「選択科目」の２種類となる予定である（資料2-4-5）。

（２）科目の系統的・段階的配置

科目の系統的・段階的配置について、本法科大学院では、「教育課程編成・実施の方針」に以下の方針を掲げていた（資料2-4-1〔p.37〕）。

講義科目と演習科目の一体化および少人数教育の充実により、法律に関する基本知識の定着と論理的思考力の涵養を徹底するとともに、段階的・系統的な専門的な法律知識の修得をはかる。

「09カリキュラム」までは、この方針を踏まえ、憲法、民法、商法及び刑法に関連する科目では、講義科目に加えて、それに対応する１単位の演習科目を開設していた。その上で、講義科目については１年次から２年次にかけて配置する一方、演習科目については講義科目と同一又は講義科目よりも後ろのセメスターに配置していた（資料2-4-6〔p.iii〕）。１クラス当たりの適正受講者数については、入学定員60人体制の下、講義科目60人、演習科目20人程度としていた。他方で、既修者コースの設定等を行わず、法学未修者に対する教育を前提に教育課程を編成していた。

しかし、「2009年度認証評価結果」では、法律基本科目群の１単位演習科目についての改善勧告を受けたことにより、当該科目を中心に開設科目の大幅な見直しが必要になった

（評価の視点2-1）。その一方で、2011年度には「既修コース型入試」を新設したことにより、既修コース生の履修に配慮した教育課程を編成する必要が生じた。他方で入学定員については、2度にわたる削減により、2011年度からは25人となった。それにより、講義科目の適正受講者数は25人となり、法学未修者のみの1年次に限っては13人程度に減少した（評価の視点2-31）。これらを踏まえ、「12カリキュラム」では、変化する教学環境に対応しつつ、段階的・系統的な教育が可能となる新たな科目配置を目指すことにした。

法律基本科目では、1年次には講義科目によって基礎知識を修得しつつ、2年次からは演習科目を配置することによって応用力の養成を図ることにした。実務基礎科目については、「09カリキュラム」に引き続き、年次進行にしたがって、その比率を増加させることにより、「理論と実務の架橋」を図ることにした。また、選択科目については、多様で複雑な現代社会において、様々な法的課題への対応力を身に付けられるよう、3年次に多くの科目を履修できるようにした。

なお、上記の変更に伴い、「教育課程編成・実施の方針」に掲げる「講義科目と演習科目の一体化」という記述についても変更が必要になることから、教務委員会で検討の上、2013年度第22回教授会（2014. 2. 5開催）にて「教育課程編成・実施の方針」を改定した（資料2-4-4及び資料2-4-7）。

各科目個別の配当年次については、「履修細則」（資料2-4-2）別表3に定めるとおりである。また、開講学期については「履修要項」に記載しているとおりである（資料2-4-1 [pp. 5-6]）。

科目配置に係る「12カリキュラム」導入時の変更内容については、以下のとおりである。

ア 1年次の科目配置

1年次では、憲法、民法及び刑法を中心に、法律基本科目群の講義科目を集中させ、基礎知識の徹底を図ることにした。

具体的には、新設した「憲法Ⅲ（憲法訴訟）」及び「刑法Ⅲ（総論2）」を第2学期に配置し、「憲法Ⅱ（統治）」及び「刑法Ⅱ（各論）」については第2学期から第1学期に変更した（資料2-4-8 [p. 5]）。民法では、講義科目を再編成の上、第1学期に「民法Ⅰ（民事基礎法）」及び「民法Ⅱ（契約法）」を配置した（資料2-4-8 [p. 5]）。第2学期には、「民法Ⅳ（物権法・不動産法）」、「民法Ⅴ（金融担保法）」及び「民法Ⅵ（家族法）」を配置した（資料2-4-8 [p. 5]）。「民法Ⅲ（損害賠償法）」については、「12カリキュラム」導入当初には第1学期に配置したが（資料2-4-8 [p. 5]）、2013年度から第2学期に変更した（資料2-4-1 [p. 5]）。これらの変更により、憲法、民法及び刑法の講義科目は1年次で完結するようになった。

また、法学既修者の単位認定の対象となる科目のうち、2年次に配置していた「民事訴訟法Ⅰ」及び「刑事訴訟法Ⅰ」については、1年次の第2学期に繰り上げた（資料2-4-8 [p. 5]）。他方、科目数のバランスを取るため、「商取引法」（旧「商法総則・商行為」）については2年次の第2学期に繰り下げた（資料2-4-8 [p. 5]）。展開・先端科目についても、「消費者法」については2年次に、「宗教と法」については3年次に繰り下げた（資料2-4-8 [p. 5]）。2013年度からは、「国際法」についても2年次に繰り下げた（資料2-4-1 [p. 5]）。

2013年度の1年次配当科目の内訳は、法律基本科目が15科目（計32単位）、実務基礎科目が1科目（2単位）、基礎・隣接科目が随意科目を除いて6科目（計12単位）、展開・先端科目が1科目（2単位）である（資料2-4-1 [p. 5]）。

イ 2年次の科目配置

2年次では、法律基本科目群の演習科目を集中させ、応用力を養成することにした。他方、実務基礎科目群では、第2学期から3年次の第1学期にかけて「法務研修」を配置し、春期休業期間にエクスターンを実施するなど、実務教育の展開を図ることにした。

「12カリキュラム」で新設した法律基本科目の演習科目については、第1学期に「憲法演習」及び「民法演習」を配置した（資料2-4-8 [p.5]）。第2学期には「刑法演習」及び「民事訴訟法演習」を配置した（資料2-4-8 [p.5]）。「商法演習」については3年次に配置したが（資料2-4-8 [p.5]）、2013年度からは2年次の第2学期に繰り上げた（資料2-4-1 [p.5]）。「09カリキュラム」から継続している「民法総合演習」についても、3年次から2年次の第2学期に繰り上げた（資料2-4-1 [p.5]）。

講義科目では、新設した「行政法Ⅱ」を第2学期に配置した（資料2-4-8 [p.5]）。1年次から移設した「商取引法」についても第2学期に配置したが（資料2-4-8 [p.5]）、2013年度からは第1学期に変更した（資料2-4-1 [p.5]）。

基礎・隣接科目では、「法学史」を3年次から2年次に繰り上げ、2012年度には第2学期に配置した（資料2-4-8 [p.5]）。2013年度にはこれを第1学期に繰り上げた（資料2-4-1 [p.5]）。

展開・先端科目では、「労働法Ⅰ」及び「税法Ⅰ」を3年次に繰り下げた。1年次から移設した「消費者法」については第2学期に配置した（資料2-4-8 [p.5]）。

2013年度には、司法試験選択科目を早期に決定できるよう、展開・先端科目の配置を再度見直した。労働法に関する科目を3年次から2年次に繰り上げることにし、「労働法Ⅰ」を2年次の第1学期に、「労働法Ⅱ」を第2学期に配置した。倒産法については、「倒産法Ⅰ」を3年次から2年次に繰り上げ、第2学期に配置した。また、「倒産法Ⅱ」についても、3年次の第2学期から第1学期に繰り上げた。さらに、「経済法」についても、3年次から2年次の第2学期に繰り上げた（資料2-4-1 [p.1]）。

2013年度の2年次配当科目の内訳は、法律基本科目が12科目（計24単位）、実務基礎科目が3年次にかけて開講する「法務研修」を除いて2科目（計4単位）、基礎・隣接科目が随意科目を除いて4科目（計8単位）、展開・先端科目が14科目（計28単位）である（資料2-4-1 [p.5]）。

なお、評価の視点2-1で既述したとおり、「09カリキュラム」で2年次に配置していた基礎・隣接科目の「ジェンダーと法Ⅱ」及び「家族と法」については2010年度入学生から廃止した。さらに、「12カリキュラム」では、法律基本科目の「公法総合Ⅰ」及び「公法総合Ⅱ」並びに基礎・隣接科目の「政治学」及び「団体と法」並びに展開・先端科目の「行政過程と法」、「現代民事紛争と法」及び「集団犯罪論」を廃止した。

ウ 3年次の科目配置

3年次では、「09カリキュラム」と同様、2年次までの法理論教育と実務教育（とりわけエクスターンの経験）の展開を踏まえ、「理論と実務」の架橋を図ることにした。

法律基本科目群では、第1学期に新設科目の「行政法演習」及び「刑事訴訟法演習」を配置した（資料2-4-8 [p.5]）。

2013年度の3年次配当科目の内訳は、法律基本科目が4科目（計8単位）、実務基礎科目が「法務研修」を含めて4科目（計8単位）、展開・先端科目が9科目（計18単位）である。基礎・隣接科目は随意科目のみの開講である（資料2-4-1 [p.5]）。

なお、「09カリキュラム」の3年次配当科目のうち、展開・先端科目の「国際取引法」については2010年度入学生から廃止した。また、「12カリキュラム」の導入に伴い、実務基礎科目の「公法実務論」並びに展開・先端科目の「国際法Ⅱ」及び「有価証券法」についても廃止した（評価の視点2-1）。

エ 3年間を通じた配置状況

各年次の登録上限単位数と、科目群別の登録可能単位数は表2のとおりである。

1年間に登録できる単位数には上限があるため（評価の視点2-17）、その範囲内で当該年次の配当科目を履修すれば、おのずと段階的・系統的な学修となるよう、配慮している。

さらに、科目間の関係を把握することができるよう、「シラバス」には科目ごとに「系統的履修」の項目を設けている（資料2-4-9）。

表 2 科目群・年次別登録可能単位数一覧

区 分	コース	1 年次	2 年次	3 年次	合 計
必修科目	標準	32 (76.2%)	24 (66.7%)	8 (18.2%)	64
	既修	—	26 (72.2%)	8 (18.2%)	34
科目実務基礎 科目	標準	2 (4.8%)	4 (11.1%)	8 (18.2%)	14
	既修	—	6 (16.7%)	8 (18.2%)	14
選択科目	標準	上限 8 (19.0%)	上限 8 (22.2%)	上限 28 (63.7%)	上限 44
	既修	—	上限 4 (11.1%)	上限 28 (63.7%)	上限 32
年間登録	標準	42 (100%)	36 (100%)	44 (100%)	122
上限単位数	既修	—	36 (100%)	44 (100%)	80

注 1) 既修コース生は、2 年次に入學後、既修者単位認定対象外の 1 年次配当科目（「会社法Ⅰ」、「民事訴訟法Ⅰ」及び「刑事訴訟法Ⅰ」のうち、1 科目並びに「法情報演習」）を履修するため、コースによって登録可能単位数が異なっている。

注 2) 修了要件総単位数は 102 単位である。そのうち、選択科目の修了要件単位数は 24 単位である。

注 3) 本法科大学院において「配当年次」とは履修可能な最低年次をいう。したがって、在学年次よりも低年次に配当された科目を履修することは差し支えない。

出典) 資料 2-4-1 [p. 5] 及び資料 2-4-2 (第 6 条第 1 項) に基づき作成。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置に係る点検・評価については、以下のとおりである。

科目分類の方法については、選択必修科目を設けておらず、随意科目を設けているなど、「法科院基準」が掲げる方法とはやや異なる。しかし、この分類方法については、法令及び法科大学院制度の目的に反したものではなく、「2009 年度認証評価結果」でも問題とはされていない。また、「随意科目」については 2014 年度入学生から廃止予定である。これらを踏まえれば、問題はないものと認識している。

科目配置については、低年次で理論教育を徹底した上で、高年次にかけて実務教育を展開することにより、「理論と実務の架橋」を図る配置としている。また、3 年次では多様な選択科目の履修にも配慮している。したがって、系統的・段階的な配置であると認識している。

以上を総合すれば、科目分類及び科目配置については適切であるといえる。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料 2-4-1 龍谷大学法科大学院「2013 年度履修要項」2013 年 3 月【巻末リスト C015】

資料 2-4-2 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」2005 年 4 月 4 日制定【巻末リスト A033】

資料 2-4-3 龍谷大学法科大学院「法科大学院 2014（平成 26）年度専門職大学院学則変更の趣旨」2014 年 1 月 8 日 教授会承認【巻末リスト C009】

資料 2-4-4 「2013 年度第 22 回（200 回）法科大学院教授会議事録（一部抜粋）」2014 年 2 月 5 日開催【巻末リスト B013】

資料 2-4-5 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則の一部を改正する細則」2014 年 2 月 5 日制定【巻末リスト A037】

資料 2-4-6 龍谷大学法科大学院「2009 年度履修要項」2009 年 3 月【巻末リスト C011】

資料 2-4-7 龍谷大学法科大学院「龍谷大学法科大学院『教育課程編成・実施の方針』の改訂について（提案）」2014 年 2 月 5 日 教授会承認【巻末リスト C010】

資料 2-4-8 龍谷大学法科大学院「2012 年度履修要項」2012 年 3 月【巻末リスト C014】

資料 2-4-9 龍谷大学法科大学院「2013 年度版シラバス」2014 年 3 月【巻末リスト C034-1】

2-5 授業内容の過度な司法試験受験対策への偏重（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

授業内容の過度な司法試験受験対策への偏重について、「法科院基準」は、「授業内容が司法試験の答案練習を中心とし、知識の蓄積・再生の訓練が大半を占めていないかに留意する」ことを求めている。

この点に関して本法科大学院では、法科大学院教育の目的に適合した教育課程を編成し（評価の視点2-1）、法理論教育と法実務教育の架橋を図っている（評価の視点2-9）。また、すべての科目で双方向・多方向型授業の実践に取り組むなど、法曹養成のための実践的な教育方法の適切な実施に取り組んでいる（評価の視点2-28）。

その一方で、「理論と実務を架橋」する教育を展開する上では、外見上は、いわゆる「受験指導」との区別が難しいものも含まれる。法文書作成能力の養成を目的とする「論述指導」などがこれに該当する。そこで、適切な形で論述指導の実施を担保するため、「2007年中教審報告」（資料2-5-1）を参照の上、2009年10月に「論述指導ガイドライン」を制定した。このガイドラインでは、「論述指導」と「受験指導」の両方について、「2007年中教審報告」の提言を踏まえて以下のとおり定義している（資料2-5-2）。

（１） 論述指導

論述指導とは、実定法に関する理論的指導と実務における法適用の在り方に関する指導の融合とともに、理論と実務の架橋を意識した教育を行うため、一定の事案をもとに法的に意味のある事実関係を分析し、その法的な検討・判断を行い、一定の法律文書を作成する能力を育成するために行う指導をいう。

（２） 受験指導

受験指導とは、新司法試験にかかる対策に傾斜し受験技術に焦点を当てた指導および、知識の暗記型教育に偏し知識偏重型の学習態度を助長するものである場合等、法科大学院の本来あるべき教育理念から離反した指導をいう。

このように、「論述指導ガイドライン」では、「論述指導」と「受験指導」の違いを明確化し、受験指導については、具体例を挙げた上で、行わないことを明文化している。ここでは、「法科院基準」が留意を求める授業内容については、「授業そのものの時間配分が過度に論述訓練に偏し、双方向的・多方向的な授業を通じて創造的に考えさせる能力の育成をおろそかにする指導」という表現により、「受験指導」の具体例として明示している（資料2-5-2）。

ただし、2013年5月1日現在では、「論述指導ガイドライン」の周知については、特別な取り組みを行っていなかった。このような状況を踏まえ、2014年度版のシラバス作成時から、全授業担当者に配付する「シラバス作成の手引」に当該ガイドラインを掲載し（資料2-5-3 [pp. 9-10]）、周知を図ることとしている。

他方で、実際の授業内容での把握・検証については、2012年度第2学期から、「教員相互による授業参観」（評価の視点2-39）を実施している。具体的には、評価の視点2-28で後述するとおり、参観者が記入する「授業参観シート」に「双方向・多方向型授業の実践等、法科大学院教育の趣旨に沿った適切な授業運営が行われていましたか」という問いを設け、現状把握を行っている（資料2-5-4 [p. 21]）。また、その結果については「FD全体会」での討議を通じて検証している（資料2-5-5 [pp. 49-50]）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

授業内容の過度な司法試験受験対策への偏重に係る点検・評価については以下のとおりである。

適切な授業内容の担保については、「2007年中教審報告」に即した「論述指導ガイドライン」を制定することにより、「受験指導」の定義を明確にするとともに、具体例を挙げて、「受験指導」は行わないことを明文化している。また、FD活動の一環として実施する「教員相互による授業参観」を通じて授業内容の把握・検証を行っている。

「論述指導ガイドライン」の周知については、現状分析を通じて自ら問題点を認識し、既に改善措置を講じている。

以上のことから、「法科院基準」に照らしておおむね適切に対応しているといえる。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料2-5-1 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「司法制度改革の趣旨に則った法科大学院教育の在り方について（報告）～法科大学院設立の理念の再確認のために～」2007年12月【巻末リストL003】

資料2-5-2 「論述指導等に関するガイドライン」2009年10月14日 教授会承認【巻末リストA039】

資料2-5-3 龍谷大学法科大学院「2014年度 龍谷大学法科大学院シラバス作成の手引」2014年1月【巻末リストC033】

資料2-5-4 龍谷大学法科大学院「『教員相互による授業参観』参観シート・コメント集[2012-2013年度]」2014年3月【巻末リストC081】

資料2-5-5 龍谷大学法科大学院FD委員会「龍谷大学法科大学院 2012年度FD活動報告書」2013年9月【巻末リストC075】

2-6 各授業科目の単位数の適切な設定（レベルI◎）

〔現状の説明〕

各科目の単位数について、「大学」第21条第2項は、以下のとおり設定することを求めている。

1 単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- 1 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて1単位とする。
- 2 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて1単位とする。

この点に関して本法科大学院では、以下のとおり対応している。

1 単位当たりの学修量については、「履修要項」に記載しているとおり、45時間に設定している。したがって、2単位科目の場合は、90時間の学修が必要になる（資料2-6-1[p.2]）。

また、授業と自主学修との時間配分については、通常の2単位の講義・演習科目の場合、授業時間数を30時間としていることから、自主学修に60時間を配分している。他方で、実習科目等（2単位）の場合は、授業時間数を60時間としていることから、自主学修に30時間を配分している（資料2-6-1[p.2]）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

科目の単位数の設定に当たっては、学修量については1単位につき45時間を基準とし、授業の方法に応じて授業と自主学修の時間配分を定めている。これらのことから、「大学」第21条第2項の規定に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

[根拠・参照資料]

資料2-6-1 龍谷大学法科大学院「2013 年度履修要項」2013 年 3 月【巻末リスト C015】

2-7 1 年間の授業期間の適切な設定（レベル I ◎）

[現状の説明]

1 年間の授業期間の設定について、「大学」第22条は、「1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする」ことを求めている。

この点に関して本学では、授業期間を「学年暦」で定めている。法科大学院の学年暦については、1 学期につき、①15回以上の授業回数確保、②土曜日を除いて 2 日間以上の集中補講日の確保、③日曜日を除いて 9 日間以上の定期試験期間の確保、を掲げている（資料2-7-1）。この方針に基づき設定された「2013年度法科大学院学年暦」では、第 1 学期には授業期間²を17週と 4 日間確保している。また、第 2 学期には年末年始の冬期休暇を除いて17週と 2 日間を確保している。したがって、年間では35週にわたって授業期間を設定している（資料2-7-2 [p. vii]）。

[点検・評価（長所と問題点）]

1 年間の授業期間については35週にわたって設定していることから、「大学」第22条に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

[根拠・参照資料]

資料2-7-1 龍谷大学法科大学院「2013（平成 25）年度法科大学院学年暦策定にあたっての基本方針」2012 年 9 月 26 日 教授会承認【巻末リスト C005】

資料2-7-2 龍谷大学法科大学院「2013 年度履修要項」2013 年 3 月【巻末リスト C015】

2-8 授業科目の実施期間の単位（レベル I ◎）

[現状の説明]

科目の実施期間の単位について「大学」第23条は、「各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行う」ことを求めている。また、「法科院基準」は、「集中講義等、これらの期間より短い特定の期間において授業を行う場合には、評価の視点2-6に記したのと同等の学習量が確保されているか、また、教育上特別の必要があるかに留意する」ことを求めている。

これらの点に関する本法科大学院の対応については以下のとおりである。

科目の実施期間の単位について、本学では、法科大学院学年暦に関して15回以上の授業回数確保を掲げており（評価の視点2-7）、第 1 学期、第 2 学期ともに15週を単位とする授業期間を設定している（資料2-8-1 [p. vii]）。

集中講義科目の開講状況については表 3のとおりである。

²集中補講期間及び定期試験期間を含む。

表 3 集中講義科目の開講状況（2013 年度）

科目名	開講形態	配慮措置等	試験等の実施時期
ITと法	4月から7月にかけて、1回につき2日間で計4コマ（最終回のみ計3コマ）の授業を月1回（計4回・15コマ）開講。	授業担当者が遠隔地から出講する客員教授であるため、集中講義形態を採用しているが、1ヶ月間隔で開講することにより、学修時間を確保している。	最終回の授業時に筆記試験を実施。
刑事 弁護 実務	サマーセッション（夏期集中講義）期間中に1日につき3コマの授業を5日間連続で開講。	模擬裁判を中心とする授業につき、学修効果を高めるために、積極的に集中講義形態を採用している。	最終回の授業時に筆記試験を実施。
経済法	サマーセッション（夏期集中講義）期間中に1日につき3コマの授業を5日間開講。	授業担当者（非常勤講師）の希望に配慮し、集中講義形態を採用しているが、第9回と第10回の間に5日間の間隔を空けることで学修時間を確保している。	最終回の授業時に筆記試験を実施。
司法 医学	第2学期授業期間中におおむね隔週の頻度で計15コマ開講。	授業担当者（非常勤講師）の希望に配慮し、集中講義形態を採用しているが、授業期間全体にわたって隔週開講とすることで学修時間を確保している。	第7回と最終回の授業時に筆記試験を実施。
法務 研修	第2学期授業期間中に「事前演習」を、春期休暇期間中に2週間のエクスターンを、翌年の第1学期に「事後演習」を実施。	エクスターンを中心とする授業につき、学修効果を高めるために、積極的に集中講義形態を採用している。	科目の性格上、試験は実施しない。成績評価方法については、評価の視点2-13を参照されたい。

出典）資料 2-8-2、資料 2-8-3 [p. 43, p. 54, p. 76, p. 77] 及び資料 2-8-4 [p. 4] に基づき作成。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

授業科目の実施期間の単位に係る点検・評価については以下のとおりである。

全体の授業期間については、15週にわたる期間を単位としている。

個別の集中講義科目に関して、「ITと法」、「経済法」及び「司法医学」については通常の授業と同様の学修量が確保されるよう配慮している。「刑事弁護実務」及び「法務研修」については模擬裁判やエクスターンを中心とすることから、教育上特別の必要がある科目であると考えられる。

以上を総合すれば、「大学」第23条及び「法科院基準」に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料2-8-1 龍谷大学法科大学院「2013 年度履修要項」2013 年 3 月【巻末リスト C015】

資料2-8-2 龍谷大学法科大学院「2013 年度 龍谷大学法科大学院授業科目時間割表」2013 年 3 月 16 日現在【巻末リスト C016】

資料2-8-3 龍谷大学法科大学院「2013 年度版シラバス」2014 年 3 月【巻末リスト C034-1】

資料2-8-4 龍谷大学法科大学院「2013 年度版 法務研修ガイド」2013 年 5 月【巻末リスト C037】

2-9 法理論教育と法実務教育の架橋（レベルⅠ〇）

〔現状の説明〕

法理論教育と法実務教育の架橋について、「法科院基準」は、教育課程の編成、授業の内容及び履修方法等での工夫を求めている。

これらの点について、本法科大学院では以下のように対応している。

(1) 教育課程の編成

教育課程の編成については、「教育課程編成・実施の方針」で、「法律基本科目と実務基礎科目との有機的連携ならびに実践・実習教育の展開により、法的推論能力、事例解析能力および法解釈・適用能力を育成する」ことを掲げている（資料2-9-1 [p. 37]）。この方針に基づき、法律基本科目群では、講義科目によって基礎理論を修得した上で、演習科目でより深い法的思考力を修得できるよう、両者を段階的に配置している（評価の視点2-4）。実務基礎科目群では、1年次に「法情報演習」を配置し、2年次に「法曹倫理」及び「法務研修」を配置している。また、2年次の春期休業中には、「法務研修」の一環として全学生にエクスターンを経験させている。3年次には「民事実務総合演習Ⅰ」、「民事実務総合演習Ⅱ」及び「刑事実務総合演習」によってそれまでの学修を総合し、実務上必要とされる問題処理能力及び問題解決能力を養成している（資料2-9-1 [pp. 5-6]）。このような科目配置により、法理論教育との有機的連携の下で法実務教育を展開することが可能になっている。

(2) 授業内容

実務基礎科目「法務研修」では、実務家教員と研究者教員の両者が「プロジェクト担当教員」（評価の視点2-13）として参画している（資料2-9-2 [pp. 5-9]）。これにより、法律基本科目の学修を踏まえたエクスターンの実施が可能になっている。

また、同じく実務基礎科目の「刑事実務総合演習」では、毎回の授業を実務家教員と研究者教員とがペアを組んで担当している（資料2-9-3 [p. 46]）。この授業では、両者が協働し、刑事裁判記録教材を用いた種々の法律文書起案及びグループに分かれての模擬裁判等を実施することにより、理論と実務の架橋を図っている。当該科目での授業準備及び成績評価に関する両者の協働については、以下のとおりである。

ア 授業準備

授業準備について、授業開始の約1か月前には、4人の担当者（研究者教員と実務家教員のペアが2クラス分）が集まり、協働して授業の全体計画を確認している。この際には、配布物及び個々の課題（提出物）内容についても検討している。

また、毎週の授業でも、開始20分前に担当者全員が集合し、当日の演習での到達目標を確認の上、授業進行等について、協働して討議、準備している。その際には、学生への質問事項についてのクラス間での調整についても行っている。

さらに、演習終了時にも担当者全員が集まり、当日の演習内容、進行状況、学生の到達度などを確認の上、次回演習の簡単な確認を行っている。

なお、これらの打合せには、各クラスのTAも同席する。

イ 成績評価

成績評価について、2クラス合同演習の終了時には、各学生のパフォーマンスの評価等につき、担当者間で確認の上、共有している。さらに、全授業終了の約1週間後には採点会議を開始し、最終評価を行っている。具体的には、各課題及び演習でのパフォーマンスについて、4人の担当者が個別に採点した結果を持ち寄り、意見交換を行うことにより、総合的な観点から評価を確定させている。

(3) 履修方法

履修方法については、「履修細則」別表3に定めるとおり、法律基本科目群の全科目（計64単位）及び実務基礎科目群の全科目（計14単位）を必修とすることにより、全学生がエクスターンを経験し、理論と実務の架橋を図ることができるよう配慮している（資料2-9-4）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

法理論教育と法実務教育の架橋に係る点検・評価については、以下のとおりである。

教育課程の編成については、「教育課程編成・実施の方針」に基づき、法律基本科目と実務基礎科目との有機的連携及び実践・実習教育の展開を図っている。授業内容については、「法務研修」及び「刑事実務総合演習」等の科目で実務家教員と研究者教員の協働がなされており、理論と実務の架橋に向けた取り組みがなされている。履修方法については、法律基本科目群及び実務基礎科目群の全科目を必修とし、全学生にエクスターンを経験させている。

以上の点から、教育課程の編成、授業内容及び履修方法のすべてにわたって工夫を凝らしていると評価できる。したがって、「法科院基準」に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料2-9-1 龍谷大学法科大学院「2013年度履修要項」2013年3月【巻末リストC015】

資料2-9-2 龍谷大学法科大学院「2013年度版 法務研修ガイド」2013年5月【巻末リストC037】

資料2-9-3 龍谷大学法科大学院「2013年度版シラバス」2014年3月【巻末リストC034-1】

資料2-9-4 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」2005年4月4日制定【巻末リストA033】

2-10 法律実務基礎科目（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

法律実務基礎科目として開設すべき科目について、「告示第53号」第5条第1項第2号は、「法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目」の開設を求めている。この規定を踏まえ、「法科院基準」は、「法律実務基礎科目として、法曹倫理に関する科目並びに民事訴訟実務及び刑事訴訟実務に関する科目が必修科目として開設されている」ことを求めている。

この点に関して本法科大学院では、法律実務基礎科目に該当する「実務基礎科目」として、以下の科目を開設している。

法曹倫理に関する科目としては「法曹倫理」を開設している（資料2-10-1 [p. 41]）。民事訴訟実務に関する科目としては「民事実務総合演習Ⅰ」及び「民事実務総合演習Ⅱ」を開設している（資料2-10-1 [p. 44, p. 45]）。刑事訴訟実務に関する科目としては「刑事弁護実務」及び「刑事実務総合演習」を開設している（資料2-10-1 [p. 43, p. 46]）。

これらの科目は、「履修細則」（資料2-10-2）別表3に規定するとおり、すべて必修科目である。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

法律実務基礎科目については、法曹倫理に関する科目並びに民事訴訟実務に関する科目及び刑事訴訟実務に関する科目のすべてについて、必修科目として開設している。したがって、「告示第53号」第5条第1項第2号及び「法科院基準」に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料2-10-1 龍谷大学法科大学院「2013年度版シラバス」2014年3月【巻末リストC034-1】

資料2-10-2 「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）履修細則」2005年4月4日制定【巻末リストA033】

2-11 法情報調査及び法文書作成（レベルⅠ〇）

〔現状の説明〕

法情報調査及び法文書作成について、「法科院基準」は、「法情報調査及び法文書作成を扱う科目又はその内容を含む科目が開設されている」ことを求めている。

この点に関する本法科大学院の対応については以下のとおりである。

（１）法情報調査に関する科目の開設状況

法情報調査に関する科目としては、実務基礎科目群の必修科目として「法情報演習」（２単位）を１年次の第１学期に開設している。「法情報演習」では、法的な課題に応じた情報の特定、収集（検索）、評価及び活用に関する知識・技術を修得させ、情報リテラシーを高めさせている。この授業では、ロー・ライブラリアンが授業運営をサポートしており、教育効果を高めている（資料2-11-1 [p. 40]）。さらに、第２学期には基礎法学・隣接科目群の選択科目として「リサーチ・情報処理演習」（２単位）を開設し、情報収集のためのリサーチに関する基礎的な知識、基礎的な統計学及び疫学の知識並びに情報の批判的検討能力等を修得させている（資料2-11-1 [p. 49]）。

（２）法文書作成に関する科目の開設状況

法文書の作成については、必修の実務基礎科目である「民事実務総合演習Ⅰ」、「民事実務総合演習Ⅱ」及び「刑事実務総合演習」（各２単位）で扱うことによって対応している（資料2-11-1 [pp. 44-46]）。

３年次第１学期の「民事実務総合演習Ⅰ」では、教材である『新問題研究要件事実』に掲載されている設問を応用したオリジナル問題を事前に出題し、全員に請求の趣旨、訴訟物、請求原因事実及び抗弁等についてのレポートを提出させている。演習ではこのレポートによって議論を行っており、提出されたレポートについては添削の上、返却している。これによって、当事者の言い分の中から、法的に意味のある事実を拾い上げ、それを要件事実的観点から整理し、文章で表現する力を養成している。

３年次第２学期の「民事実務総合演習Ⅱ」では、模擬裁判記録を配付し、全員がそれぞれ、原告代理人や被告代理人の立場で、訴状、答弁書及び準備書面を作成の上、提出することになっている。また、裁判官の立場での和解案や判決の作成についても求めている。作成した書面については、すべて添削の上、返却している。これによって、「民事実務総合演習Ⅰ」で身に付けた要件事実整理の力を、実際に実務で用いる書面の形で表現する力を修得させている。また、事実認定についても証拠を挙げて、説得的に論じることができるようにしている。

他方、「刑事実務総合演習」では、模擬訴訟記録を用いた15回の演習で、課題Ⅰないし課題Ⅷを課し、その中で各種法文書を作成させている。各自が作成する課題としては、「起訴状（不起訴裁定書）」（課題Ⅲ）、「検察官冒頭陳述書」（課題Ⅳ）、「弁護士証拠開示請求書」（課題Ⅴ）、「弁護士予定主張記載書面、証拠意見書」（課題Ⅵ）、「刑訴法321条１項の証拠調べ請求書」（課題Ⅶ-P）、「同証拠調べ請求に対する意見書」（課題Ⅶ-D）及び「同証拠決定裁定書」（課題Ⅶ-J）がある。このほか、グループで作成する課題としては、「検察官最終意見書」（課題Ⅷ-P）、「弁護士最終意見書」（課題Ⅷ-D）、「裁判所判決書」（課題Ⅷ-J）がある（資料2-11-2）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

法情報調査及び法文書作成に関する科目に係る点検・評価については以下のとおりである。

法情報調査については、「法情報演習」を必修科目として開設し、選択科目の「リサーチ・情報処理演習」でも扱っている。法文書作成については、これに特化した科目は開設

していないものの、必修科目の「民事実務総合演習Ⅰ」、「民事実務総合演習Ⅱ」及び「刑事実務総合演習」で扱っている。

以上を総合すれば、「法科院基準」に照らして適切に対応している。

なお、法情報調査については、2科目（計4単位）を開設し、ロー・ライブラリアンについても配置するなど、充実に努めている点については長所であると自負している。

〔将来への取り組み・まとめ〕

今後も法情報調査についての充実した教育体制を維持する。

〔根拠・参照資料〕

資料2-11-1 龍谷大学法科大学院「2013年度版シラバス」2014年3月【巻末リストC034-1】

資料2-11-2 龍谷大学法科大学院「2013年度 刑事実務総合演習 日程及び講義内容」2013年9月【巻末リストC092】

2-12 法曹としての実務的な技能、責任感を修得・涵養するための実習科目の開設（レベル

Ⅰ〇）

〔現状の説明〕

法曹としての実務的な技能及び責任感の修得・育成について、「法科院基準」は、模擬裁判、ローヤリング、リーガル・クリニック、エクスターン等を主な内容とする実習科目の開設を求めている。

この点に関して本法科大学院では、模擬裁判及びローヤリングについては、実務基礎科目の「民事実務総合演習Ⅱ」、「刑事弁護実務」及び「刑事実務総合演習」で扱っている（資料2-12-1 [p. 43, p. 45, p. 46]）。エクスターンについては、同じく実務基礎科目の「法務研修」で扱っている（資料2-12-1 [p. 47]）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

法曹としての実務的な技能、責任感を修得・養成するための実習科目の開設については、模擬裁判、ローヤリング及びエクスターンを主な内容とする実習科目開設している。他方で、リーガル・クリニックの機能については、エクスターンで対応可能である。したがって、「法科院基準」に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料2-12-1 龍谷大学法科大学院「2013年度版シラバス」2014年3月【巻末リストC034-1】

2-13 臨床実務教育の内容の適切性とその指導における明確な責任体制（レベルⅠ〇）

〔現状の説明〕

臨床実務教育について、「法科院基準」は、リーガル・クリニックやエクスターン等を実施している場合、臨床実務教育にふさわしい内容とし、かつ、明確な責任体制の下で実施することを求めている。

この点に関して本法科大学院の対応は以下のとおりである。ここでは、エクスターンを実施する「法務研修」の実施内容及び責任体制について記述する。

(1)実施内容

ア 「法務研修」のプロジェクト編成

「法務研修」は、「民事系」、「刑事系」、「企業法務」及び「公益活動」の4プロジェクトから成り立っている³。民事系プロジェクトでは、民事実務の現場での生の事件を通じて、民事事件に関する包括的な教育・研究と実践等を行っている。刑事系プロジェクトでは、被疑者・被告人のみならず、刑事手続にかかわるすべての人に人道的で平等な刑事司法を実現するための教育・研究と実践を行っている。企業法務プロジェクトでは、企業法務業務を適切に遂行しうる総合的実務能力の修得を目指している。公益活動プロジェクトでは、憲法訴訟、行政訴訟、労働問題及び社会保障等に関する法律問題の理論と実務を学ぶことを目的としている（資料2-13-1 [p.3]）。

各プロジェクトは、教育組織としての機能に加えて研究組織としての機能を併せ持っており、プロジェクトごとに現代的なテーマに関する研究会を開催している。「法務研修」では、これらの研究会を「事前演習」又は「事後演習」として位置付け、学生の参加を求めている。エクスターンの前後にこれらの事前・事後演習に参加することにより、高度な専門知識を身に付けられるようにしている（資料2-13-1 [pp.2-3]）。

イ エクスターンを行う実習先の確保

エクスターンでの実習先については、プロジェクトごとに以下のような基準で選定している。民事系及び刑事系プロジェクトでは、それぞれの分野で全国的に注目を集めた訴訟等を手がけてきた経験豊かな弁護士又は過疎地で市民のために活動している弁護士等に依頼している。企業法務プロジェクトでは、企業の法務部又は企業法務を手がける弁護士に依頼している。公益活動プロジェクトでは、多くの憲法訴訟又は行政訴訟若しくは労働問題又は社会保障に関する訴訟等に携わった経験を有する弁護士等に依頼している。本法学大学院では、開設時に上記の条件に該当する法律事務所及び企業法務部との間に協力関係を構築している。

「法務研修」の開講に当たっては、これらの法律事務所及び企業法務部に対し、当該年度のエクスターンの受入れを打診する。依頼を受けた法律事務所又は企業法務部（「実習依頼先」）は、当該年度の状況に応じて可否を回答する。学生を派遣する「実習先」については、学生が所属を希望するプロジェクトの状況を踏まえ、応諾の回答が得られた実習依頼先（「実習受入先」）の中から決定する。

2013年度には、35か所の「実習依頼先」に学生の受入れを打診し、そのうち28か所を「実習受入先」として確保した。この中から調整を行い、15か所を「実習先」に選定した（表4）。

表4 実習先の確保状況（2013年度）

プロジェクト名	実習依頼先	実習受入先	実習先
民事系プロジェクト	12	10	6
刑事系プロジェクト	8	6	3
企業法務プロジェクト	6	5	2
公益活動プロジェクト	9	7	4
合 計	35	28	15

出典）資料2-13-2に基づき作成。

³ 「12カリキュラム」からは、「社会・労働プロジェクト」と「公益弁護プロジェクト」との統合により、「公益活動プロジェクト」を新設した。

ウ 開講スケジュール

開講に当たってのスケジュールは以下のとおりである。

2年次の第1学期には、5月にガイダンスを開催し、学生は、所属希望プロジェクトに関する申込み用紙を提出する。それを受けて7月に所属プロジェクト及びエクスターンを実施する「実習先」を決定する（資料2-13-1 [p. 10]）。

第2学期には、プロジェクト別の事前演習を開催し、事例検討及び外部講師による講義等を実施する。このほかに、プロジェクト共通の合同事前演習についても開催しており、裁判所及び弁護士会での研修等を実施する。春期休暇には、これらの事前準備を踏まえたエクスターンを実施する（資料2-13-1 [p. 4]）。

3年次には、4月にプロジェクト合同の事後演習として「法務研修事後報告会」を開催し、実習成果を報告させている（資料2-13-1 [p. 11]）。また、実習成果については、「法務研修報告書」の形で書面でも報告させている。提出を受けた「法務研修報告書」については、「法務研修報告集」に取りまとめて公表している（資料2-13-3及び資料2-13-4）。

エ 学修量の確保

学修量の確保状況については、以下のとおりである。エクスターンの期間は2週間であり、土曜日及び日曜日を除けば、実質10日間である（資料2-13-1 [p. 4]）。1日あたりの実習時間としては、6時間を想定していることから、学修量としては60時間を確保している。

オ 成績評価

成績評価の配分比率は、事前・事後演習40%、エクスターン40%、法務研修報告書20%である（資料2-13-1 [p. 11]）。

事前・事後演習及び法務研修報告書の評価については、プロジェクト担当教員が担当する。エクスターンの評価については、実習先での指導を担う「実習担当者」が担当する。実習担当者は、実習課題の成果及び「実習日誌」（資料2-13-1 [p. 24]）等に基づき、受け入れた学生を評価する。プロジェクト担当教員は、これによる評価を踏まえ、総合的な観点から最終評価を行う。

なお、プロジェクト間での調整が必要な場合には、「法務総合プロジェクト運営会議」で審議・決定する。

(2) 責任体制

科目全体の運営に責任を負うのは「法務総合プロジェクト運営会議」である。同会議は、プロジェクト担当教員と教務主任から構成しており（資料2-13-5）、①実習先の決定等の重要事項、②合同事前・事後演習等の各プロジェクトに共通する事項、等を審議・決定している。また、単一科目としての科目内容の統一性及び成績評価の公平性を維持できるよう、プロジェクト間での調整についても行っている。

各プロジェクトの運営に責任を負うのは専任教員を中心とするプロジェクト担当教員である。プロジェクト担当教員は、プロジェクト別の事前・事後演習のコーディネート、実習先との連絡・調整及びエクスターン期間中の巡回指導等を担当している。

エクスターンでの指導に責任を負うのは実習担当者である。実習担当者に対しては、客員教授又は非常勤講師に委嘱することにより、その教育責任を明確にしている。

2013年度の実習担当者及びプロジェクト担当教員については、「2013年度『法務研修』プロジェクト担当教員・実習受入先一覧」（資料2-13-6）を参照されたい。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

「法務研修」の内容及び指導上の責任体制に係る点検・評価については、以下のとおりである。

（１）実施内容

実施内容に関して、「法務研修」を４つのプロジェクトに分けて編成している点については、多様な法的課題に対応できる法曹の養成に資する効果が期待できる。

エクスターンを行う「実習先」については、プロジェクトの目的・内容に応じた法律事務所又は企業法務部を選定している。また、入学定員（２５人）を上回る２８か所の「実習受入先」を確保している。したがって、「実習先」の選定状況及び確保状況に問題はない。

スケジュールについては、十分な事前準備及び事後フォローアップに配慮した計画を立て、それを「法務研修ガイド」に明示している。

学修量については、６０時間の授業時間（実習時間）を確保している。

成績評価については、配分比率を明示し、「法務総合プロジェクト運営会議」が、客観性の確保に配慮した調整を行っている。

これらのことから実施内容については適切であると評価できる。

（２）責任体制

責任体制については、「法務総合プロジェクト運営会議」、プロジェクト担当教員及び実習担当者のそれぞれについて、責任範囲が明確化されている。その中でも、特に、科目内容の統一及び成績評価の公平性の確保については、「法務総合プロジェクト運営会議」が責任を負うことが明確になっている。また、エクスターン期間中には、プロジェクト担当教員による学生の巡回指導が行われている。

したがって、明確な責任体制が構築されていると評価できる。

以上を総合すれば、実施内容及び責任体制のいずれについても問題はないといえることから、「法科院基準」に照らして適切である。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

- 資料2-13-1 龍谷大学法科大学院「2013 年度版 法務研修ガイド」2013 年 5 月【巻末リスト C037】
- 資料2-13-2 龍谷大学法科大学院「2009-2013 年度『法務研修』実習先別受入人数一覧」2014 年 3 月 3 日現在【巻末リスト C042】
- 資料2-13-3 龍谷大学法科大学院法務総合プロジェクト運営会議編「第 6 期（2011-12 年）法務研修報告集」2013 年 1 月【巻末リスト C039】
- 資料2-13-4 龍谷大学法科大学院法務総合プロジェクト運営会議編「第 7 期（2012-13 年）法務研修報告集」2013 年 10 月【巻末リスト C040】
- 資料2-13-5 龍谷大学法科大学院「2013 年度 法務総合プロジェクト運営会議 構成員について」2013 年 4 月 24 日 法務総合プロジェクト運営会議承認【巻末リスト C036】
- 資料2-13-6 龍谷大学法科大学院「2013 年度『法務研修』プロジェクト担当教員・実習受入先一覧」2013 年 9 月【巻末リスト C038】

2-14 実習科目における守秘義務等（レベルⅠ◎）

〔現状の説明〕

実習科目での守秘義務等について、「法科院基準」は、「リーガル・クリニックやエクスターンシップ等が実施されている場合、関連法令等に規定される守秘義務に関する仕組みが学内の規則で整えられ、かつ、適切な指導が行われている」ことを求めている。

この点に関して本法科大学院では、以下のとおり対応している。

エクスターンを扱う「法務研修」で守秘義務に違反する行為があった場合、当該行為については、「学則」（資料2-14-1）第46条及び「学生懲戒規程」（資料2-14-2）に基づく懲戒の対象としている。このことは、守秘義務に関する「誓約書」（資料2-14-3 [p. 28]）に明記している。学生は、エクスターンの実施前に、この「誓約書」に署名・押印をして提出する。また、万一、守秘義務違反があった場合の損害賠償責任については、全学生を大学の保険料負担で「法科大学院教育研究賠償責任保険」（日本国際教育支援協会）に加入させることによって担保している（資料2-14-3 [p. 29-31]）。

守秘義務に関する指導については、「法務研修ガイド」に注意事項として明記し、5月に開催するガイダンスで説明している（資料2-14-3 [p. 15]）。また、2年次第1学期開講の「法曹倫理」（必修科目）でも取り上げており、2013年度では第10回を守秘義務にあてている（資料2-14-4 [p. 41]）。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

「法務研修」での守秘義務等への対応に係る点検・評価については以下のとおりである。

守秘義務違反等への対応については、懲戒の対象とすることを学内規程等で明文化している。受講生には「誓約書」の提出を求めることにより、守秘義務の履行を担保している。また、万一への備えとして保険に加入している。

他方で、守秘義務に関する指導については、5月の「ガイダンス」及び「法曹倫理」の授業中に行っている。

以上を総合すれば、「法科院基準」に照らして適切に対応しているといえる。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

〔根拠・参照資料〕

資料2-14-1 「龍谷大学専門職大学院学則」2004年11月30日設置認可【巻末リストA003】

資料2-14-2 「学生懲戒規程」2007年3月27日制定【巻末リストA014】

資料2-14-3 龍谷大学法科大学院「2013年度版 法務研修ガイド」2013年5月【巻末リストC037】

資料2-14-4 龍谷大学法科大学院「2013年度版シラバス」2014年3月【巻末リストC034-1】

2-15 特色ある取り組み（レベルⅡ〇）

〔現状の説明〕

教育課程に関する特色ある取り組みとしては、以下の2点が挙げられる。

（１）「龍谷版到達目標」の策定

第一の取り組みとしては、到達目標を意識した教育を行うため、独自の「龍谷版到達目標」の策定に取り組んでいる点が挙げられる。「龍谷版到達目標」の策定については、2011年度から取り組んでおり、これを構成する4つの階層のうち、階層1ないし階層3は、2012年度末までに完成している。2014年度からは、2,300項目を超える「共通到達目標」の全項目を精査した階層4に基づく授業を実施する予定である（評価の視点2-1）。

（２）「法務研修」を基軸とする「理論と実務を架橋」する教育課程の編成

第二の取り組みとしては、実務基礎科目「法務研修」を必修科目とすることにより、「理論と実務を架橋」する教育課程を編成している点が挙げられる。「法務研修」の各プロジェクトは、法律基本科目や、実務基礎科目に加え、基礎・隣接科目や、展開・先端科目とも有機的な連携を構築している。

具体的には、民事系プロジェクトについては、展開・先端科目の「消費者法」、「民事執行・保全法」、「倒産法Ⅰ」及び「倒産法Ⅱ」との関連がある。刑事系プロジェクトについては、基礎・隣接科目の「犯罪学」並びに展開・先端科目の「刑事政策」、「少年法」

及び「矯正・保護実務論」との関連がある。企業法務プロジェクトについては、展開・先端科目の「ITと法」及び「知的財産法」などとの関連がある。公益活動プロジェクトについては、展開・先端科目の「社会保障法」、「労働法Ⅰ」及び「労働法Ⅱ」などとの関連がある。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

教育課程に関する特色ある取り組みに係る点検・評価については、以下のとおりである。

2年以上の歳月をかけて2,300項目を超える「共通到達目標」の全項目を精査した独自の到達目標を策定し、それに基づく教育課程を編成しようとしている点は、本法科大学院ならではの取り組みである。

また、「法務研修」を基軸とし、選択科目を含む多様な科目との間に有機的連携を構築することにより、「理論と実務の架橋」を図っている点についても、本法科大学院ならではの取り組みである。

したがって、いずれも本法科大学院の特色であり、長所であると評価できる。

〔将来への取り組み・まとめ〕

「龍谷版到達目標」の階層4については、評価の視点2-1で既述したとおり、2014年度からの授業内容に反映させ、特色の具現化を図る。「法務研修」を基軸とする「理論と実務の架橋」を図るカリキュラムについては今後も維持・充実を図る。